

検査又は調査の結果（令和4年度）

中部近畿産業保安監督部近畿支部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
令和4年9月30日	敦賀鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和4年10月5日	多賀鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和4年10月12日 ～13日	中瀬鉱山	アンモニ-	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和4年10月12日 ～13日	中瀬鉱山 附属中瀬製錬所	アンモニ-	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水及び鉱煙が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和4年10月20日	橋鉱山	耐火粘土	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和4年10月24日 ～25日	中竜鉱山	鉛・亜鉛	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和4年11月8日	品川三方鉱山	硫化鉄	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和4年11月10日 ～11日	掛津鉱山	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、粉じん作業場の作業環境が基準に適合しているか、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和4年11月15日 ～16日	大江山鉱山 附属大江山製造所	ニッケル	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水及び鉱煙が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和4年12月5日 ～6日	伊吹鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和4年12月14日 ～15日	生野鉱山	銅・錫他	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和4年12月14日 ～15日	生野鉱山 附属生野事業所	銅・錫他	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水及び鉱煙が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和4年12月19日	飯盛鉱山	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年1月27日	福山鉱山	ろう石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・保安規程を変更するにあたり、保安委員会の議に付していないため指導した。
令和5年2月8日 ～9日	近江鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、粉じん作業場の作業環境が基準に適合しているか、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年2月21日 ～22日	平木鉱山	ろう石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和5年2月28日 ～3月1日	聖長鉱山	滑石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、粉じん作業場の作業環境が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	・積込機械に係る点検について保安規程に定めるように指導した。 ・選鉱場の破碎機、集じん設備に係る点検記録について指導した。 ・電気設備のうち、繼電器に係る試験を実施するように指導した。
令和5年3月6日	生野鉱山	銅・錫他	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	

注1：操業状態の区分は、次のとおり。

稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。

休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。

廃止：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。

不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。

適：「不適」以外の検査等の結果。